

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和7年3月10日

○出席委員（10名）

委員長	瀬崎伸一	副委員長	世古雅人
委員	山本欽久	委員	南川則之
委員	濱口正久	委員	戸上健
委員	木下順一	委員	坂倉広子
委員	尾崎幹	委員	世古安秀
議長	河村孝		

○欠席委員（なし）

○付託議案

- 議案第60号 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
- 議案第61号 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第62号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について
- 議案第64号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第65号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第66号 鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 議案第67号 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第68号 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第69号 鳥羽市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第70号 鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第71号 鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 鳥羽市給水条例の一部改正について
- 議案第73号 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 議案第74号 鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第75号 鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について
- 議案第79号 第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
- 議案第80号 指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）
- 議案第81号 指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）

○出席説明者

- ・ 勢力総務課長、山本補佐、山下補佐、三浦係長
- ・ 榎健康福祉課長、北村副参事、宮本補佐、田畑補佐、大矢室長、小阪係長、杉本副室長
- ・ 中井環境課長補佐、滋野係長
- ・ 寺本水道課長、河原補佐、吉崎係長、奥村係長
- ・ 勢力建設課室長、濱崎室長
- ・ 勢力消防長、武中消防次長、野村室長、平井係長
- ・ 岡本教委総務課長、寺本補佐、天田係長
- ・ 小林教委学校教育課長、中村補佐、家田係長
- ・ 奥村教委生涯学習課長
- ・ 山本定期船課長、西根補佐、福田補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

(午前10時00分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第60号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正についてから、議案第81号、指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）までの議案19件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日は、議事の進行の都合上、一部議案の順番を入れ替えて審査を行いますので、あらかじめご了承ください。

また、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第60号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について、議案第61号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第63号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第64号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第65号、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 皆さん、おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、5つの議案について、通して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いします。

議案第60号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

次ページをめくっていただきまして、主な内容につきましては、本市の三つの条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項から第15項までが1項ずつ繰り下がることから、条項の整理を行うものです。

新旧対照表の1ページから5ページになりますので、1ページのほうをご覧ください。

第1条関係では、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正におきまして、右側、現行（旧）で第2条第2号中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項を第2条第9項に、同条第3号中、第2条第12項を第2条第13項に、同条第4号中、第2条第14項を第2条第15項に1項ずつ繰り下げるよう改めるものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

第2条関係の鳥羽市市税条例の一部改正、続きまして5ページの第3条関係の鳥羽市都市計画税条例の一部改正におきましても、先ほどの説明のとおり、記載しています下線部のとおり第1条関係と同様に全て1項ずつ繰り下がる整理を行うものでございます。

施行期日におきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書3ページをご覧ください。

議案第61号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

資料のほうを提出させていただいておりますので、資料でご説明させていただきたいと思っております。

三つほど提出させていただいておりますので、まず1番のほうをお願いします。

主な内容といたしましては、本条例の改正は二つの条例改正を行っており、まず第1条関係では、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、条例第8条の3第2項において、時間外勤務の制限を請求できる職員が養育する子の要件を、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるほか、同条第3項及び第4項で文言の整理を行っております。

続いて、新たに第2条を追加いたします第17条の2では、第1項において介護に直面した旨の申出をした職員に対して介護両立支援制度等に関する制度内容や申告、請求または申出などに関する事項の周知等、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談を講じる決定を定めています。

同条第2項では、介護に直面する早い段階、40歳での情報提供といたしまして、職員が40歳に達した日の属する年度において、第1項の事項について情報提供しなければならない規定を定めています。

次に、第13条の3では、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、介護離職防止に資するため、支援制度等に係る研修の実施や相談体制の整備などを講じるよう定めています。

続きまして、すみません、先ほどの説明の中で、勤務環境の整備に関する措置の中で、条のほうが13条の3とちょっと説明したと思うんですが、17条の3に改めさせていただきます。よろしくをお願いします。

続きまして、新旧対照表のほうは9ページになりますが、そのまま資料で説明させていただきます。

右下のほうになりますが、第2条関係の鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行う改正となっております。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行しますが、第2項で規定を定めており、交付の日から施行する部分が一部ございます。

続きまして、議案第63号になります。議案書9ページをお願いします。

議案第63号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

この改正につきましては、令和6年12月会議でご承認いただきました人事院勧告に基づいた条例改正に引

き続き、令和7年4月1日以降に適用する改正を行うもので、提案理由といたしまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、給料、扶養手当及び地域手当等の諸手当について、所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

資料のほうは、今度、2のほうをご覧ください。

扶養手当では、子の扶養手当額を1万円から1万3,000円に拡充し、配偶者に係る扶養手当6,500円を廃止するもので、附則第4条にて令和7年度は経過措置を設けています。子は1万3,000円を1万1,500円に、配偶者はゼロ円のところを3,000円とするものでございます。

次に、地域手当は9地区分、支給率及び支給地域が見直され、本市も支給対象地域となり、表の5級地となります。附則第5条により経過措置を設けており、令和7年度から地域手当の支給を開始し2%で、令和8年度から3%、令和9年度から4%とするもので、規則のほうで準備をしているところです。

続きまして、管理職特別勤務手当は、週休日等以外の日——これは平日になるんですが——における対象となる勤務時間帯を、現在零時からというところを、前倒しの2時間拡大するように改正するものでございます。

裏面をご覧ください。

期末手当及び勤勉手当については、令和6年12月会議で改正した12月支給分の期末手当、勤勉手当の支給率を平準化するものでございます。

その下の再任用職員に支給する手当の拡大としまして、以上で、すみません。

次、真ん中です。再任用職員に支給する手当の拡大としまして、住居手当、地域手当、特地勤務手当を適用除外から削除することから、支給できるよう拡大するものでございます。

最後にその下ですが、行政職給料表及び医療職給料表の改正を行い、該当する職員については、令和7年4月1日に附則別表により号給の切替えを行うものでございます。

議案書の24ページをご覧ください。

この条例の施行期日は令和7年4月1日で、経過措置や規則への委任を定めるほか、第10条から第12条において既存の他の条例の改正を必要とする条例におきまして、条項等の整理を行っているところでございます。

続きまして、議案書35ページをご覧ください。

議案第64号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものでございます。

改正の内容につきましては、もう一つ、資料3をご覧ください。

フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.075月引き上げ、年間3.5月に改めるもので、6月支給分、12月支給分とも期末手当では0.025月の引上げで合わせて0.05月、勤勉手当では0.0125月で合わせて0.025月を引き上げるものでございます。これによりまして、改正後の期末手当が2.5月に、勤勉手当が1.0月となり、合計3.5月が支給されることになるものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

総務課分の最後になります。37ページ、新旧のほうも37ページになりますが、そちらをよろしくお願ひします。

議案第65号、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、統一的な取扱いをされているJETプログラム参加者の報酬等について、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえ見直されたことから、所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

改正の内容は、報酬の年額を396万円から432万円に改正するもので、施行期日につきましては、令和7年4月1日からとなっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第60号についてご質疑はございませんか。60号、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の部分でございます。いかがですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第61号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 議案第61号の説明を総務課長よりありました。

もう少しお伺いしたいと思うのは、資料等もございましたですが、昨今、仕事と家庭の両立というか、いわゆるダブルケアのところの部分を言われたのかな。今、ダブルケアラーという晩婚型とかいろんな部分が社会的にあって、そして子育てと、そして介護を、両親の介護をしなくちゃいけないという今、社会的現象等がありますが、そういうふうなところで条例改正等がされたのかなというふうに思いましたが、もう少しすみません、ここのところの職員の方の環境、働きやすさ、働きやすい環境整備をしていくための改正と認識しておりますが、総務課長のほうからもう一度ちょっとダブルケアのことも言われて言葉ではなかったもので、ご説明いただけたらなと思います。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 すみません、ご説明させていただきますと、細かくご説明させていただきます。

第1条関係のほうで時間外勤務の制限をできるというのは子供のところです。今現在3歳ですので、就学前という6歳までの子供がみえる方については時間外の勤務を制限できる、申出により制限できるというところを拡大しておりますので、子供のため養育する家庭、職員に対してのケアになるかと思ひます。

もう一つは、介護に直面した旨ということで、そちらのほうについては、現在も介護休暇等の取得する職員もみえますが、そういうところで今後周知を40歳になったときには確実にその1年間の間、40歳になった年度中には確実に周知をするようなことをしないとイケない。研修をすればかそういうことがうたわれるようになりましたので、周知が認識できるんじゃないかというところで、今後またどのようにするかも含めて検討

していきなというところでございます。あわせて勤務環境の整備につながるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 説明ありがとうございます。

働きやすい職場環境のところに努めていただきたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 これ育児・介護休業法の改正の一つ抜けてへん、小学校3年生修了まで。これ今見とるんやけれども、改正後、今まで小学校入るまでとなつたのが、小学校3年生までに延長されていますよね。労使協定の締結、除外できる労働者というのも改正されていますよね。これ4月1日施行やに。それ入れとかなあかんやんか、最低でも。職員の働き方というのはもう喫緊の課題やんか。それを今回変えてきとるのに、一番職員が自分の子供さえも見られへん状態の中で働いてきたわけや。その中で改正されたやつ、これは最低でも入れたらな。小学校3年生まではやっぱり親の責任。それどうなつとるの。

○瀬崎伸一委員長 山下課長補佐。

○山下課長補佐 総務課人事係、山下です。よろしくお願いいたします。

尾崎委員ご指摘の部分につきましては、この条例の下にぶら下げる規則で今準備しておりますので、おっしゃるとおり改正をされる形になります。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり準備しとることもちょっと説明してもらわな。今のこの見とるだけでは抜けてるんじゃないかというところら辺は、職員が皆ええと言うなら別やで。そやけれども、職員としたら自分の子供が何かあったときにすぐ休んだり、やっぱり行けたり、それは女性のほうが多いと思うんです、男性より。女性職員がやっぱり働きやすく、それをちゃんと明記して、これ一応法やでね。特別に下にぶら下げてあるという話では僕はないと思つとるんさ。この中にしっかりうたってもらうと、女性職員はやっぱりもっと働きやすくなるというか、結構すごい改正やと僕思つとるもんで、限られた人だけという内容がうたわれとるのが結構緩和されたわけやで、これは女性にとってはもうしっかりと職員の人らがやっぱり認識できるようにちゃんとしたって。どうです。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 すみません、尾崎委員の言われるように、説明のほうちょっと不足しておりました。すみませんでした。職員のほうには周知できるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もうやっぱり徹底したらな、分からん人と分かる人がおつたら、これはもう間違いやでな。みんなが共有した中で前へ進んでいってください。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 1点だけお聞きします。

この17条の2項、この条例の中でうたわれてあるんですけども、この事業主である鳥羽市がこの措置義務に違反した場合、どういうことを措置がうたわれとるかというところ、規則でうたっとるのか分かりませんが、中身について教えてください。

○瀬崎伸一委員長 総務課長、どうぞ。

○勢力総務課長 すみません、これも説明が不足していたということになるかと思えます。規則のほうで準備しているところでやっているとるのですので、申し訳ございません。そのように法律に基づく改正のほうは努めていきますので、よろしくお願ひします。

○南川則之委員 内容についても少し説明してください、介護休業法上の措置義務に違反した場合にはどうなるのやというところを。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 すみません、事前に規則の改正に基づいて検討はしているところなんですけれども、細かいところまではまだ詰めていないところですが、実際罰則はないというふうに認識してしまして、その中で確実に実行するという前提をしておりますので、そこも含めてまた今後検討させていただくので、よろしくお願ひします。

○瀬崎伸一委員長 南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 総務課長、ちょっと認識が甘いというか、こういう育児・介護休業法上の措置義務に違反した場合は、行政というか厚生労働大臣が是正勧告をすることができるのと、それに鳥羽市が従わなかった場合は企業名を公表されるということで、当たり前のことなんですけれども、そういったことがないようにしっかりと内容を確認して対応してほしいなと思ひますけれども、その辺、再度認識はどうでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 南川委員の言われたとおりで、そのように運用していくように努めますので、罰則のないように努めます。

以上です。

○南川則之委員 私からは以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 今、南川さんが言われたことは、もう4月1日施行の中身なんさ。ただ、それに対して労働改正法を見とると、やっぱりこの今年度はかなり改正が入ってくると思うんさ。1番は10月1日の施行なんさ。やっぱり職員の柔軟性という措置法の改正が入ってくると思うもので、今言われとる南川さんのこれをしっかりと把握せな、今後の10月1日にかなり柔軟な働き方提起のための措置法、これ準ずる条例をつくらないかんわけやで、それをしっかりとやっとな、この条例もつくれへんという話やで、しっかりとやっとな。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 意見ですかね、答弁求めますか。

○尾崎 幹委員 もうええ、やってへんもん。やっといてという話です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 3点お聞きします。

1条は、これまで3歳未満児だったのを就学前まで拡大するという条例改正です。現在の該当数、これは何人になりますでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山下課長補佐。

○山下課長補佐 お答えします。

令和7年4月1日時点で、3歳に満たない子のある職員につきましては25名、それが小学校就学の始期に達するまでの子のある職員につきましては47名となっております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 それだけ倍近く拡大、前進できるということになります。

2点目、この病休も有給化ということに、会計年度任用職員もなりました。この病休の使用可能日数というのは制限があるのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山下課長補佐。

○山下課長補佐 会計年度任用職員につきましては、1週間5日以上で、年間217日以上勤務日数のある職員につきましては10日になります。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 最後、3点目です。

この国会の答弁で、厚労省が任用期間の短い会計年度職員も採用当初から休暇を取得できるようにすると答弁しております。今までは6か月たたないとこういう休暇は該当しませんでした。この条例改正によって、国会の答弁どおりに採用直後から休暇、これを取得できるようにするという理解でよろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山下課長補佐。

○山下課長補佐 そのおっしゃるとおりで、今それにつきましても、規則のほうで準備をしております。

以上です。

○戸上 健委員 了解です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですね。

では、ないようですので、次に、議案第63号についてご質疑はございませんか。鳥羽市職員給与条例の一部改正についての議案でございます。よろしいですか。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 まず、課長が説明いただいた中で、地域手当のことについて少し質問させていただきます。

課長の説明では、令和7年度に2%で、8年度、9年度と段階的な経過措置を講じるということですが、人事院勧告の話なんですけれども、確かに2%、令和7年度ということで、令和8年度については、国もこういう経過措置をしていくということはおたっているんですけれども、実際そういうふうにとるかどうかというのはまだ未定ということをお聞かせしています。ひょっとしたら令和8年度にもうすぐに4%、普通交付税措置をしながら国もしっかり手当をするということになる可能性もあるんですけれども、そうなった場合に今の現在こういうふうにして段階の引上げを置いているけれども、令和8年度には4%の可能性もあるのかというところをまずお答えいたします。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 南川委員の言われたとおりで、国からの通知の中でそういうふうな通知の変更があれば、令和8年から4になる可能性もあり得るということは認識しております。

以上でございます。

○瀬崎伸一委員長 南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 分かりました。

それと、地域手当のこの基本的な考え方というのをちょっと教えてほしいんですけれども、なぜ地域手当を支給せないかんといいるところで、この条例の中でもうたっているんですけれども、再度、地域手当は職員に対してなぜ支給するんやというところですか。説明ください。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 ちょっとごめんなさい、違っていたらごめんなさいね。

地域手当は、都市部との地域格差から手当をするものであるという認識は、大きくはそういう形でさせていただいております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 条例の中で、地域手当いうのを第29条で定めております。これを細かいところは、2項についてはそれを変えてきとるということなんですけれども、その第1項の中で、地域手当とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎として当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給するということなんですけれども、聞きたいのは、この当該地域、鳥羽市において、民間の賃金水準を基礎として、当然、今物価高騰等かなり上がっているんですけれども、その辺のところを考慮して定めるというふうになっています。現状はどうかということをお聞かせしてほしいということです。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課、山本です。よろしくお願ひします。

民間の状況というところなんですけれども、毎年人事院勧告のときにもご指摘いただくところなんですけれども、こちらのほう民間の給与、以前何回かは調査したことはあるんですけれども、明確な回答をいただけないところとか、逆に公務員の鳥羽市の給与をベースにされているところとかそういったところがございます、民間比較が正確にできないということも一つ理由にあります。

それと、本市は従前より人事院勧告に基づく給与体系を取ってきておりますので、そういったところを含め

て国の人事院勧告に準拠した形で、今回も地域手当のほう支給対象地域になったということで、地域手当の支給を始めるという形で認識しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長補佐の説明では、この条例の中にうたってある文言と、先ほど課長補佐が言った人事院勧告の中身で今回は定めとるということですがけれども、中身に条例の中で定めていないところを今言われたんですが、それやったらそれできっちりとそういった人事院勧告に基づいても考慮していくんやというところを入れていかないかなかなと思うので、その辺の整合性はどうですか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 すみません、先ほど説明させてもらったのが、うちの改正の根拠となるところを説明させていただいたんですが、委員おっしゃるように、地域手当の本来の意義というのは29条の第1項に定めておりまして、これはもう国の地域手当の考え方です。そういったものを踏襲して定めております。

なぜ国が地域手当という制度を始めたかということなんですがけれども、私の認識では、全国一律の給与ではなくて、もちろんご存じのとおり、最低賃金も都道府県によって異なっておりますので、より地域に合わせた形の給与体系ということも考慮されて地域手当ができたと思っていますので、南川委員おっしゃるように、その当該地域における状況というのがこの29条の中でうたわれているというところでございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 三重県内はこの5級地ということで、ほとんどがそうなると。同じ地域の中で同じような状況やと思いますので、近隣のよく市長が市町の状況も含めてということですがけれども、伊勢市とか志摩市の状況も勘案しながらしっかりと定めてほしいなど。この辺の認識が甘い、本当は支給せないかんに遡及措置で延ばしてしまうとか、鳥羽市独自でお金があるのに延ばしてしまうようなこともあってはいかんということで、しっかりと職員の手当というのは一番大事なところやと思いますので、考えてほしいなどと思っております。それでいいです。

いいですか、続けて。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○南川則之委員 もう一点は、地域手当については、この後、会計年度任用職員のところでもちょっとお聞き、議論がなっていないですがけれども、そこでもちょっとお聞きしたいと思いますけれども、もう一点、この管理職特別勤務手当第37条の3項というところを質問させてください。

一番分かりやすいのが、新旧対照表の16ページです。先ほど課長の説明にもあったんですがけれども、午前零時から午前5時までの間を、午後10時から翌日の午前5時までということで、5時間の勤務の中を7時間という形で延ばして、2時間延ばしたという形なんじゃないかな。

そこで聞きたいのは、ここに第37条3項の3の中で、1回につき6,000円を超えない範囲で規則で定めるということなんですけれども、この辺の考え方を少し教えてほしいと思います。要は何を聞きたいかというと、時間だけ延びたのに1回の6,000円にしたという根拠です。時間が延びて1回が極端なことを言う

と、5時間が7時間勤務という状態も考えられるということで、時間が延びとるのに1回の勤務をせんと、もつと延ばしたつてもええかなと私の感覚なんですけれども、その辺の議論はしたのかどうか、説明をお願いします。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 管理職特別勤務手当のところなんですけれども、6,000円を超えない範囲内で規則で定める額とされておりまして、基本はこれまででしたら午前零時から午前5時という、もう本当に夜中の勤務しか管理職の方はケアされていなかったところを、我々一般職は午後10時からの時間外勤務が発生したときは割増しが通常より多いというところも踏まえて、管理職についても午後10時からの勤務も支給の適用範囲とされたということです。

それと、規則のところ6,000円を基準としているんですけれども、1回の勤務が6時間を超えた場合は100分の150を乗じて得た額という形ですので、6,000円に3,000円を加算した9,000円を支給するという形になりまして、これまで週休日等以外の平日は5時間しかケアされていませんので、9,000円という支給は手当の性格上なかったんですけれども、今回10時から5時になって7時間勤務もケアされるということで、平日も対象になってくるのではないかと思っています。そこら辺、今詳細は規則の改正のほうで協議させていただいておりますので、ご承知おきください。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 今6,000円プラス3,000円を規則の中で考えとることなんですけれども、私も課長の経験あって、もう大変な業務やと思います。夜中に対策本部会議等も開いて、今開催はなかなかしていないような、していますかね。ということで、課長の本当に勤務というのは大変ということで、6,000円が何で定まったかというところの議論もぜひしてほしいのと、ほかの近隣市も私はちょっと見に行ったんですけれども、もう少し金額も高い設定ということで、その根拠的なことも含めて、これが妥当かどうかということも含めて、課長補佐が時間外したら、多分1時間かなりの金額になって、7時間やったら、補佐、今7時間課長補佐が時間外したら幾らですか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 私の単価でいいですか。

夜中7時間しますと、ざっと計算すると1万8,000円とか2万円弱ぐらいになります。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということで、その職務の重さからすると、これで本当にいいかどうかということもぜひ規則を定めるときにはしっかりと議論をしてほしいなというところがあって、6,000円も今9,000円には考えとるという中なんですけれども、再度その辺のことも考えながら、多分課長級は給料、手当のことやもんでなかなか言えんところがあって、そうなるか分からんですけれども、業務の対価としてしっかりと見てほしいなと思いますので、その辺またどうでしょうかね。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐、どうぞ。

○山本課長補佐 すみません、先ほどちょっと質問の意図を酌み切れていない答弁であれやっただんですけれども、6,000円の根拠につきましては、これも国の国家公務員のやつを参考にしているんですけれども、本市の

給料表6級まで、国は10級とかまであるんですけども、国のほうをベースにして課長級のところを6級としてうちは定めております。国がそれに相当する職員、管理職の管理職手当、本市は課長級で5万1,900円なんですけれども、その金額も国の基準を踏襲しています。国のその職員が管理職特別勤務手当を支給される場合は、単価が6,000円というところになっておりますので、本市の場合もその基準に当てはめて6,000円という形で設定しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 6,000円の今根拠を聞いたんですけども、プラスアルファ3,000円をあげるというところも含めてしっかりとしてほしいのと、その辺のところの自分たちの給料ということで、なかなかしっかりとした根拠に基づいてやっていかんと、鳥羽市独自ではいかんと思いますので、またいろいろ議論していただいて、あげるべきものはあげてほしいということで、またよろしくをお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 30年前の基準と今の基準はどれぐらい格差が出とんの。まだまだ低いと思うんさ。バブル終わり頃の一番最高やったと思うんさな。それでもまだ追いついていないんか、追いついとるか、それは分からんか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 ちょっと資料も持ち合わせていないのであれなんですけれども、30年前というと、私が採用された頃になるんですけども、それから給与の抜本的な改正というのが2、3回ありまして、大きいところていきますと平成18年の給与改正、これが給料表、それまで本市も8級までたしかあったと思ったんですけども、それが統合されて6級までの給料表になったりとか、それで全国的に公務員の給料を抑制するとかそういうものもありますので、恐らく比較すると当時のほうが上やったかも分からないんですけども、それはもう全体、国も含めた公務員の給与ベースのところですので、すみません、詳細まではちょっと資料を持ち合わせていないんですけども。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 分かりました。

そしたら、もう一点だけ。

ただ、やっぱり基準になるのが、全部国の勧告とかそういうこれ独自でもういけるはずなんさな。鳥羽市がお金持ちやったらもっとぼんと出すことが可能になると法律にはなつとと思うんさな。できる限り抑えるところは抑えやないかんか分からんけれども、働く人をやっぱり一番に楽しいぞと思わすような、あめぶら下げるんじゃないんやけれども、それぐらいやっぱり今後考えてやってもらおうと、昔の人は本当よかったと思うんです。今は昔の人よりいっぱい仕事して給料安いんやで、やっぱりそこら辺はちょっと頭の中に入れながら、南川さんが言うたことをちょっと拡大して物事を考えていくべきやと。そうせな、職員きいひんで、本当にもうあと10年後にはもう本当に鳥羽なんか受ける人おらへんようになってくるよ。

以上です。

(「委員長、次の質問に入っているですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。今現在63号についての。

(「63ですね」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、次に、議案第64号についてのご質疑はございませんか。

広子さん、64号。

○坂倉広子委員 私、65号。

○瀬崎伸一委員長 南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 先ほどちょっと確認しようと思ったんですけども、この鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてということで、今回、人事院勧告に基づき期末手当と勤勉手当の支給率を引き上げたというところは、私もしっかりと理解させていただきました。

先ほどからこの地域手当の話はずっとさせてもらっていらしたので、この会計年度任用職員の条例を見に行っても、地域手当というところを支給するという条例の中身になっていないということで、その辺の議論があったのかどうかということと、今後どうするかということとを簡単に説明をお願いします。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 南川委員が言われたように、この条例改正の中に地域手当の改正は入ってございません。中身については、当初、国からこの通知来たときに、会計年度任用職員の地域手当をつける議論も確認はしながら、他市町も見させていただきました。最終的には、まだそのときはする、せんという回答ももらっていない中で、その後の調査等はちょっと行っておりませんが、近隣市町でいきますと伊勢市とか志摩市はいろんな形でちょっと手当のついているところもありました。ただ、その会計年度任用職員さんの給料、基本給等はやはりこの各市町ばらばらでして、地域手当をつける前と考えると鳥羽市のほうが多かったり、つけることによって他の市町のほうが多くなったりというの中身見させてもらったんですけども、最終的には一旦見送るという形でさせてもらっているの、こういう条例改正となっております。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 総務課長はいろいろ言っていて、他市町とそういう給与体系ばらばらということの話あったんですけども、もともと人勧の意味は、先ほど課長補佐が地域手当とはというところの答弁もいただいたんですけども、課長、近隣の市町のことをあまり調べていないようなんですけれども、伊勢市とか志摩市は、この会計年度任用職員の給与の条例の中でしっかりと地域手当も支給するんやということは、国の勧告に基づいて条例で定めています。あとのどういうふうにするかということ、また議論の違うところやと思いますので、しっかりとこういう地域手当の必要性というところが出たということで、鳥羽市もこの条例の中でしっかりとどうやって、先ほど課長が答弁したそれをどうするかということの議論はまたこちらで質問させていただくと思うんですけども、そこは大事なことやもんで、ぜひ条例化の改正のここ

ろで必要やということ国も言うとするわけやから、してほしいなと私は思うんですけども、その辺の考え方はどうでしょうかね。

○瀬崎伸一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 すみません、条例のほうに地域手当の文言をうたうかどうかということは、また検討させていただきます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 先ほど他市町のことも言いましたけれども、伊勢市も志摩市も条例の中でうたっています。鳥羽市だけうたっていないということで、県下でも多分ほとんどがうたって、少ないと思うんですけども、うたっていないところは。ぜひそういうことで、まずはきちっとどういう者に給与を、会計年度任用職員の給与は定めるかというところの条例はしっかりとしながらやっていただきたいなと思います。もうこの辺にしときます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 0.075か月分上げるといふ条例案です。平均で現行幾らから幾らになるのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山下課長補佐。

○山下課長補佐 1人当たりの支給ベースでいきますと、合計ですけれども、令和6年度が56万6,368円、それからそれに対して令和7年度が57万8,741円ですので、大体1万2,000円ぐらいアップする形になります。

○戸上 健委員 了解です。

○瀬崎伸一委員長 ほかによろしいですか。ほかにございませんか、64号。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

では、ないようですので、続いて、議案第65号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員、どうぞ。

○坂倉広子委員 JETプログラム参加者の報酬等についての説明がございました。このJETプログラム参加者とはどういうものなのか伺いたと思います。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 JETプログラム(ジェットプログラム)なんですけれども、多くは三つほどの枠組みがあったと思うんですけども、一つは国際交流員として、今、本市では観光商工課でご活躍いただいております。それと、語学指導というところが頭にあるんですけども、ALTという形で教育委員会のほうで、学校のほうで英語のほうを教えていただく先生も、こういったJETプログラムという形で派遣していただくこともできます。本市の場合は委託として実施しておりますので、この事業は活用していませんけれども、本市の場合でいきますと国際交流員が対象となります。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 説明ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか、よろしいですね。

では、ないようですので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第66号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について、議案第67号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第68号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第69号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第79号、第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、担当課の説明を求めます。

北村副参事。

○北村副参事 おはようございます。健康福祉課子育て支援担当副参事の北村です。よろしく申し上げます。

私からは、議案第66号から議案第68号までの3件を一括して説明いたします。

それでは、議案書の39ページをご覧ください。

議案第66号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について説明いたします。

こども基本法に規定するこども施策を推進するため、鳥羽市子ども・子育て会議の所掌事務等を見直したく、本提案とするものであります。

新旧対照表の38ページをご覧ください。

改正の内容としましては、本会議における所掌事務を鳥羽市こども計画とするほか、組織について新たにこども施策という文言に改めるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日からでございます。

次に、議案書の41ページをご覧ください。

議案第67号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設等について、所要の改正をしたく、本提案とするものであります。

新旧対照表の39ページから42ページまでをご覧ください。

改正の内容としましては、連携施設経過措置の延長、保育内容支援に係る連携施設の見直し、代替保育に係る連携施設の見直し、その他所要の改正でございます。

施行期日は、令和7年4月1日からでございます。

最後に、議案書の44ページをご覧ください。

議案第68号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設等について、所要の改正をいたし、本提案とするものであります。

新旧対照表の43ページから49ページまでをご覧ください。

改正内容としましては、議案第67号と同様、連携施設経過措置の延長、保育内容支援に係る連携施設の見直し、代替保育に係る連携施設の見直しのほか、栄養士の配置等を求めている部分につき、栄養士免許を持たない管理栄養士の配置要件を追加する改正でございます。

施行期日は、令和7年4月1日からでございます。

○瀬崎伸一委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課長の榎です。よろしく申し上げます。

議案書の49ページをお開きください。新旧対照表は50ページをお願いします。

議案第69号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、施設の老朽化が進み、利用しなくなった国崎老人憩の家及び河内老人憩の家を廃止するため、所要の改正を行うものです。

国崎老人憩の家につきましては、昭和46年度に建築され、53年経過しております。地元老人クラブの活動の場として使用されてきましたが、建物の老朽化が進み、令和2年頃から活動の場を国崎の公民館に移しております。地元の国崎町内会及び老人クラブからは、建物解体の要望をいただいております。

河内老人憩の家につきましては、昭和47年度、52年経過しておりますが、こちらに47年度に建築された建物で、国崎と同様、老朽化が進み、令和3年頃から地元老人クラブの活動の場を河内の公民館に移しております。こちらにつきましても、地元老人クラブから建物解体の要望をいただいております。

提出資料の健康福祉課1及び2をご覧ください。

国崎老人憩の家と河内老人憩の家の現状として、写真資料を提出させていただいております。どちらの建物も老朽化しており使用していないこと、活動の場を公民館に移していること、解体の要望をいただいていることから、建物解体に向けて準備を進めていく予定です。

議案の概要につきましては、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の別表中、河内老人憩の家及び国崎老人憩の家の項を削る内容となっております。

続きまして、議案書70ページをお開きください。

議案第79号、第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、本市の福祉施策につきまして、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画を別冊のとおり策定するため、鳥羽市議会基本条例第9条の規定によりまして議会の議決をいただきたく、本提案とするものです。

この計画につきましては、昨年12月27日の鳥羽市議会全員協議会におきまして、議員の皆様には計画の案を説明させていただき、令和6年12月27日から令和7年1月17日までパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントには意見はございませんでしたが、その後の2月13日に開催しました第5回鳥羽市地域福祉施策推進委員会におきまして、軽微な修正等をご確認いただきまして、別冊のとおり、計画案をご承認いただいております。

第4次鳥羽市地域福祉計画の基本理念は、「人とひとつながり 支えあう みんなでつくるまち 鳥羽」とし、鳥羽市版地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民一人一人が地域福祉を推進するまちを目指すこととしております。

これまで第3次鳥羽市地域福祉計画と第3期鳥羽市地域福祉活動計画は、それぞれの計画を地域福祉の両輪を担う計画として、行政と社会福祉協議会をはじめとする各種団体等で連携して推進してまいりましたが、今回の計画から両計画を一体的な計画として策定し、複雑・複合化する課題に対応していくこととしております。

また、計画策定に当たっては、福祉に関係する様々な方で組織した鳥羽市地域福祉施策推進委員会において、今回グループワークを取り入れた検討もしていただいております。施策体系におきましては、基本理念の下、二つの重点プログラム、三つの基本目標に整理し、施策の実現につなげていくようにしております。

なお、資料として提出させていただいておりますが、計画の概要版のほか、新たにこども版を作成しております。子供も地域社会の参加者として、福祉へ関心を持っていただきたいという思いで、学校等で活用していただきたいと思っております。計画概要版、こども版につきましては、市ホームページで公表していくほか、概要版、こども版につきましては、市の窓口や関係施設等に配置をしていく予定です。

説明は以上となります。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第66号についてご質疑はございませんか。鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正についての議案であります。

ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第67号についてご質疑はございませんか。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、ないようですので、次に、議案第68号についてご質疑はございませんか。家庭的保育の条例でございます。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第69号についてご質疑はございませんか。老人憩いの家の設置及び管理に関する条例でございます。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第79号についてご質疑はございませんか。第4次、ご質疑どうぞ。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

その前に、こども版というのができて、これ拝読しましたがけれども非常にいい内容で、ぜひさっき窓口で配る、置くということだったけれども、全ての子供たちに、予算があればですけども、ぜひあれを配ってほしいと要望しておきます。

概要版の44ページ、相談支援体制の充実についてお尋ねします。

項目の30に、行政における相談体制の充実、これみんなの重点ということになっております。様々な相談に必要な技術や知識を習得するため、職員や各種相談員の資質向上に努めますというふうにあります。

全体として、市民がいろいろ今生活困窮しております。市役所の窓口を訪れます。助けを求めに訪れます。あなた方のキャッチフレーズは断らない窓口と、生活相談ということですが、これはもう本当に多とします。今までもそういう実践をされてきとるというふうに思います。その上で、それをベースに改善点がこの概要でどううたわれているかということについてお聞きします。

私は、重度障がい者支援金制度で、ご相談者と一緒に窓口にお邪魔して対応していただいたことがあります。それは結局もう認められないということになったんだけど、そのときに僕は痛感したのは、法と条例に基づいて市役所の職員が対応するというのは、もうこれは基本だということによく分かります。よく分かるけども、今そういうはざまにいる方々、それをいかに助けるかということが求められております。どういうふうにするか今この市の相談業務、または法や条例を活用すればその人を助けられるかということに心を砕いてほしいというように思うんです、今の制度の最大限活用といいますか。

私、痛感したのは、これはこういう規則になっておりますと、それだからあなたは該当しませんといった対応でした。非常に残念に思ったんです。そのときも、やっぱり窓口の対応する職員がもっと親身に相談者のいろんな状況について聞くと、そしてどうすれば市役所はその人を助けられるかということにもっともっと心を砕いていただきたいというように思うんです。ですから、対応がせっかく相談したけれども冷たかったというふうに受け止められるとすれば、あなた方もこれは本意ではないというように思うんです。

資質向上に努めるということが強調されております。この資質向上に努める点で、私がさっき強調した点について、どういう向上策、それをこの計画では念頭に置いていらっしゃるか、それをお聞きします。

○瀬崎伸一委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 健康福祉課の宮本です。よろしくお願いたします。

今回の計画の中の重点の一つに、重層的支援体制整備事業をしっかりと継続していくというものを書き込みさせていただきました。戸上委員ご存じのように、重層事業につきましては、いろんな複合的な課題を持っていらっしゃる方にミルフィーユ状にいろんなものを支援を重ねていながら支援をしていくというふうになっております。重層事業に関しましては、重層的支援体制整備事業計画をまた別につくっておるんですけども、そ

の計画の中身をしっかりとチェックするという場を健康福祉課の職員の担当者の中でつくっていきまして、年2回から3回なんですけれども、その内容をチェックしております。その中でも、各職員同士のそれぞれの部門の実施の計画の内容であったりとか実績も含めまして今話合いをしているところですので、そういう場もしっかり活用していきたいなというふうに思っています。

あと、もう一つは、いろんな複合的な課題を抱えていらっしゃる方には、重層的支援会議、地域共生ケース会議という名前でいろんな分野の人たちが入っていただいて、そこで会議をするようにしております。それぞれの担当の部署のほうで本当に難しいケースが出てくるようであれば、そちらのほうに上げていただくことも、生活支援系のほうが事務局を持っていますので、改めて話もさせていただきながら、そこで皆さんといろんなケースを検討していくように心がけていきたいなというふうに思います。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 決算のときも、該当する市民がたくさんいらっしゃるのに、今はそれを受けているのは二十数人、30人弱だったというように思うんです。もっともっとこれはせつかくある国の制度ですから、大いに活用して市民を助けてやっていただきたい。この計画の中で、さっき宮本さんおっしゃったけれども、職員がそういう困窮市民をどうすればもっとこれ弾力的に活用して助けることができるかというところに心を砕いてやっていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 同じ79号で、権利を守る取組の推進というところで、後見の制度はもうこれやっていかないかんと思うんやけれども、ここに周知と啓発の内容自体が努めるだけになつとるんやけれども、これはやっぱり具体化していかないかんのと、個人情報が入ってくるよって、これをどういう形でやっていくのか、ちょっとそこら辺聞きたいわ。

○瀬崎伸一委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 例えば、相談窓口の周知啓発ということでよろしいでしょうか。今、成年後見サポートセンターというものを社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいて開設をしているところです。今、周知啓発につきましても、広報とば、それからホームページ程度になっておりますので、まだまだ実際に使いたい方に周知が届いていないということであれば、ほかの方法も社協と一緒に考えていきたいと思えます。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もうちょっとやっぱり具体的に個人に問いかけていかな。そんなんでじゃ、出していますよとか、広報とばで出しましたよとか、そんなの見る確率なんて分からんわけやで、その対象になつとる人が分かるならば、やっぱり社協が動くならば、守秘義務の中でしっかりとその状態はやっぱり把握した中でこれをやっていかな。絵に描いた餅にならんように、もうそれだけ。どうですか。

○瀬崎伸一委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 本当にアウトリーチというところは、これからの福祉にはすごく一番重要なところだと私も思

っています。成年後見だけではなくて、生活困窮の窓口も社協のほうで開いておりますし、また我々のほうもひだまりのほうで広く相談窓口も開いておりますし、あと、民生委員児童委員の皆さんとも連携しながら事業をやっておりますので、その皆さんともいろんな話が上がってきますので、そこでも共有しながら、もし成年後見、権利擁護が必要な方につきましては、それからアウトリーチできるような仕組みをこれから考えていきたいなというふうに思います。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 分かりました。

続いて、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、ここに空き家対策のリノベーションとか書いてありますやんか。これ57、さっき言うたのと一緒なんやけれども、これみんな遺言をうまいこと活用しとる地域があるんですよ。やっぱり一人一人に遺言の中身をつくってもうて、それを今後こういう中身に対応できるような仕組みというのを、もう一步進むとこの掲げてある安心して暮らせるまちづくりというのにつながっていくと思います。

それで、遺言というてくると結構重たいものか分からんけれども、やっぱり約束事としてそこは拘束力あるかないかじゃなしに、まずこの人が私と会うたらこういう話でしたというのをやっぱり紙一筆せめて留めておくと、次の人になると使いやすいような、空き家がもっと早くスピーディーに暮らしやすい仲間に入っていくと思いますので、これもしっかりとつくり上げてやっぱりやっていていただきたいなと思っています。

以上です。どうぞ。

○瀬崎伸一委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 遺言というまで法的なところまでいかないんですけども、今、包括中心にエンディングノートという形で自分のいろんな思いを書いてもらって、家のことであったり、建物のことであったりとか、それから自分の亡くなった後のどういうふうにしてほしいかという希望を書いて、それを家族と共有するというような取組をしています。そんな中で、家のことを考えていただいたり、自分が亡き後のことも考えていただくということを生前に家族と話し合っていたいただくというのが、今取組として実施しているところでございます。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 一応ここの委員の意見として出てきたもので、これはさっき言うた後見人とうまいこと重ねていけば、空き家なんかなくなっていくんじゃないかと。それは大げさか分からんけれども、やっぱりそれを目的にしていきたい、ここまでつくるならば。よろしくをお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 要望ですかね。

○尾崎 幹委員 はい、要望。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 すみません、ちょっとお聞きします。

今回、地域福祉計画しっかりと作成していただきました。地域福祉計画、地域福祉という言葉があるように、普通の福祉から個別の支援から一歩進んで地域全体でみんなが幸せに生き続けるんやと、ウェルビーイングの

考え方から来ているものだと思うんですけども、鳥羽市の場合はふだんの暮らしが幸せになることということで今回の計画をつくっていただいて、有人離島を含め海岸線の長いところで住み慣れたところでずっと住んでいく。それに対して、今回福祉をしっかりとケアしていく側の地域の在り方としても、今後どうふうを考えていく、この計画を基に力を入れていくというのはあるのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 今、社協さんと一緒にまちトークという形で地域のほうに入らせていただいています。ただ、今現状を言いますと、全ての地域に入らせていただくことはできていない状況ですので、来年度以降も引き続き地域の皆さんにアプローチしながら、一緒に我々も社協も地域の皆さんもまずはしゃべれる機会を、課題を見つられる機会をまずはつくっていききたいなというふうに思っています。その上で、その地域の課題を解決していくために、何かこういうふうなことをやっていきたいという意見が出てくるようであれば、それをしっかりバックアップしていけるような施策も引き続き考えていきたいなと思っておりますので、まずは地域の皆さんと話すところからスタートしていききたいと思っています。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

まちトークしていただいて、一通りやった後でなかなかそこをどう生かしていくかというところになかなかつながっていかないと思うんです。そのところはしっかりと1回で終わりじゃなくて、話ししながらそれを活用してしっかりとやっていく取組をもうちょっと周知して理解していただく必要があるのかなというのがあります。

もう一点なんですけれども、あとこれは職員も含めて人口減の中で、職員数体制はなかなか強化するというのは難しいと思うんです。これだけ一生懸命福祉を高齢化の中で地域福祉をやっていこうと思うと、その相談を受ける側の体制強化だけではなくて、その人たちのメンタルケアも含めてそういうところのケアをしていく必要があると思うんです。もう多分手いっぱいパンクしてくると思うので、その辺のところはどういうふうに考えていますでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 地域共生社会の中で、先ほど戸上さんのところでもお答えさせてもらったんですけども、連携して相談のスキルを上げていく、経験を増やしていったスキルを上げていくということが必要なと思っています。やはり異動があったりとかして、また積み上げていかないと部分が出てきたりする。その中で、これまでの事例とかそういうものをいろいろな部署のところでケース会議という形で部署の者が集まってケース会議することによって、その事例を検討することによってスキルが上がっていくのではないかなというふうに思っています。なかなかメンタルなところを1人でやるのではなくてチームでやるというふうな形の仕事の仕方をしていくことで、スキルも上がるし、メンタルのところでもサポートできるのかなというふうには思っております。なかなか人員をすぐに増やすとかそういうふうなのが今現状として難しい中で、どういうふうにしたら相談に対して対応できるのかというのをみんなで考えていく必要があるのかなというふうに思っております。そこが今回の計画の中で社会福祉協議会の入り口であったり、市役所のほうの健康福祉の入り口であったりするとところから全体のところにつながっていくように、ケース会議とかそういう連携会議の中で話し合わ

れるようになっていけばいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これすごく大事なことやと思うんです。なので、そこの受ける側の人たちもいっぱいいっぱいにならないように、しっかりとそこの辺のところもチームとしてケアしていただきたいなと思います。

以上です。

(「ちょっと関連で」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 今チームワークでいくと言われたけれども、さっきの総務課の話やと、両手を塞がれて、またそれを余分にやっていって、それがやっぱり重荷になってくるという、お互い違う課まで飛び火していくというのをやっぱりちゃんと協議しながらやっていってもらわな、人勸の問題もあるよって、そこをやっぱりしっかりとお手本じゃないけれども、やっぱりこれやって当たり前やなというのに対しては、しっかりと手当までは言わへんけれども、重荷にならんようなやり方でやっていかないかんというのが、先ほどの総務課の考え方と、おたくらがやろうとしとるのは、スキルを上げるためには、やっぱりそれなりの対価が必要やと僕は思っていますので、そこら辺もちゃんと勘案してやってください。

以上です。要望です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それではないので、説明員入替えのため暫時休憩をいたします。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第70号、鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

中井課長補佐。

○中井課長補佐 環境課課長補佐の中井です。よろしくお願ひします。

それでは、議案書の51ページをお願いします。

議案第70号、鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例につきまして、鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場の供用廃止に伴い、一部改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例第3条の表、鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場の項を削るものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第70号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、次に、議案第71号、鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○勢力消防長 消防本部、勢力です。よろしく申し上げます。

議案第71号、鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

提出議案書53ページをお願いします。

提案理由といたしましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分が新たに追加されるため、改正するものです。

新旧対照表52ページをお願いします。

改正内容につきましては、別表(第2条関係)、退職報償金支給額表の勤務年数において、現在の勤務年数区分の上限は30年以上ですが、これを30年以上35年未満に改め、新たに35年以上の区分を加えます。また、階級に応じた金額を団長は107万9,000円、副団長は100万9,000円、分団長は94万9,000円、副分団長は90万9,000円、部長及び班長は83万4,000円、団員は78万9,000円に改めます。

提出議案書55ページをお願いします。

施行の期日といたしましては、令和7年4月1日からの施行となります。

経過措置については、記載のとおりとなります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第71号についてご質疑はございませんか。

濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 すみません、今回改正なんですけれども、30年以上が最終的に全部一律やったところを35年以上となったんですけれども、この改正したというのは何か国の基準が変わったとか何かあったのことがあったのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 野村室長。

○野村室長 消防本部消防総務室室長の野村でございます。よろしくお願いいたします。

委員ご質問のこの趣旨という部分かと思われましても、上位法に当たる改正がその根拠になります。その趣旨としましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るためということに基づきまして、非常勤消防団員に対する退職報償金については、消防団員公務災害補償等共済基金というところで定められておまして、そちらのほうから支出されるという流れになっておまして、目的としては、やはり消防団員におけるシニア層の活躍を推進する観点からというふうに通知文のほうには記載されております。

以上でございます。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今回シニア層の活躍を推進するということで、35年以上となると、かなりのベテランの方、長きにわたって勤めてみえる方やと思います。普通から考えると、想像以上に消防団の鳥羽市における責任であつたりとか活動というのは重要であつて、それがこの金額的に見合うかどうかというのはあれですけども、実際35年以上対象となってくるのは、今現在どれぐらいみえるんでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 平井係長。

○平井係長 消防総務室係長、平井と申します。よろしく申し上げます。

現時点35年以上の方につきましては、6名おります。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これ35年もかなりのずっと勤めていただいている方が6名もいるということで、それが今後これを機にそれを増やしていこうという、しっかりともっと活躍していただこうということやと思いますので、これは無理のない程度にしっかりと勤めていただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 そのやっぱり基準さつき言われたけれども、30年以上の、もっと高齢者の方も入ってもうてというならば、やっぱり高齢になって初めて入る人もおられるという捉え方するんやけれども、そうなってくると、5年から10年未満でもあげるべきじゃないのかなと思っていますんやけれども、そこら辺はどういう考え方でおられるんですか。

○瀬崎伸一委員長 野村室長。

○野村室長 野村でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの件ですけども、申し訳ございません。これ国のほうがどう考えとるかという部分になってまいりまして、私どもでは承知いたしかねるところでございます。委員おっしゃる意味は十分理解いたしますけれども、そういったところでご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 よろしいですか。

ないようですので、次に、議案第72号、鳥羽市給水条例の一部改正について、議案第73号、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、議案第74号、鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長 水道課長の寺本です。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第72号から議案第74号までを一括して説明させていただきます。

それでは、議案第72号、鳥羽市給水条例の一部改正について、ご説明いたします。

提出議案56ページ、新旧対照表は53ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、給水の原則における常時給水が免責される要件につきまして、判例等を踏まえた要件に見直すため、所要の改正をいたしたく、本提案とするものでございます。

令和6年7月28日に長岡地区で管路の老朽化を原因とする断水・濁水が発生し、最高裁判所差戻し控訴審判決を踏まえ、損害を受けた方への補償を行いました。その際に、判決と給水条例の条文についての整理が必要と判断し、今回見直しを行うものとなります。

提出しております資料の1ページをご覧ください。

鳥羽市給水条例では、第14条の第1項及び第3項において、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情とあり、水道施設の損傷につきましても常時給水の義務が免責されることとされておりますが、判決では、これらは水道法第15条第2項の災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合と同一の内容を意味するものとの解釈が示されました。このため、鳥羽市給水条例第14条第1項の条文を、現行では、「非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情」とあるものを、「水道施設の損傷」の部分进行削り、改正案として、「災害その他やむを得ない場合、公益上必要があると認めた場合」と水道法を踏まえた内容に改めるものでございます。

続きまして、議案第73号、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、説明いたします。

提出議案58ページ、新旧対照表は54ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、令和7年4月1日から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されることから、所要の改正を行いたく、本提案とするものでございます。

提出しております資料でご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

まず、第3条に規定する布設工事監督者の資格要件についてでございますが、水道施設の新設や拡張工事などに該当するような大規模な工事を実施する場合に、一定の資格を有する者が工事の施工に関する技術上の監督業務を行う必要がございます。政令の改正により、資格要件が見直されたことから条例改正を行うものでございますが、主な改正点は、一つ目、学歴、学科要件における土木工学科以外の課程の追加、二つ目は、国家資格である一級土木施工管理技士の追加、三つ目は、小規模な水道事業者の技術上の実務経験年数の見直しとなります。

続いて、資料の3ページをお願いいたします。

第4条に規定する水道技術管理者の資格要件でございますが、水道技術管理者は、水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など技術上の事務に係る責任者でございます。

同じく政令の改正による資格要件の見直しでございますが、主な改正点は、一つ目、分類の部分で、布設工

事監督者の資格を要するものを廃止、二つ目、学歴、学科要件における土木工学科課程の追加、三つ目、国家資格技術士及び一級土木施工管理技士を追加、四つ目、小規模な水道事業者の技術上の実務経験年数の見直しとなります。

議案第73号についての説明は以上です。

続きまして、議案第74号、鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

提出議案62ページ、新旧対照表は58ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、下水道法第2条第3号ロに該当する公共下水道の事業認可を新たに受けるため、所要の改正を行いたく、提案するものでございます。

昨年3月会議におきまして、下水道事業に地方公営企業法を適用するに当たり、事務の権限が市長から管理者に変わる旨の改正を行いましたが、今般、新たに事業認可を受ける雨水公共下水道につきましては、事務が建設課所管の事務であることから、鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例第3条後段に、「この場合において、法第2条第3項ロに該当する公共下水道（以下「雨水公共下水道」という。）については、これらの規定中『規程』とあるのは、『規則』と読み替えるものとする」という一文を加え、また、同条第11条中「都市下水路」を「雨水公共下水道及び都市下水路」に改めるものでございます。

説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第72号についてご質疑はございませんか。給水条例の一部改正でございます。よろしいですか。

どうぞ、木下委員。

○木下順一委員 説明していただいて、その条例の文言がちょっと変わったんですね。これ変わることでどういう違いが出てくるのかというのをちょっと説明願いたいんですけども。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 現行では、鳥羽市給水条例のほうの第14条第1項において、給水の制限停止については、ごめんなさい、違うな。非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情の場合は、給水の制限を給水を停止しても構わないという内容になりますが、今回のその宮古島の判例の中では、水道施設の損傷であっても自治体側にその責が生じる、責任を有する場合がありますよという内容でしたので、今回水道施設の損傷という部分は削除させていただいて、災害その他やむを得ない場合に該当する場合はその制限を受けない、給水停止となった場合でもやむを得ない場合であれば大丈夫。ただ、水道施設の損傷イコール責任、帰責性が発生しますよということではないという内容に変わります。

○瀬崎伸一委員長 木下委員、どうぞ。

○木下順一委員 ちょっとよう分からんけれども、今回の断水・濁水の事故を受けて、これ免責の範囲が広がるとかそういう話なん。でもないの。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 水道施設の損傷の場合、例えば耐用年数を経過した管が漏水したとなった場合は、やはり市にも責任がありますよ、帰責性はありますよという判断になると思いますが、現状では水道施設の損傷ということしか書いてありませんので、これまではそれは責任は免除されるという考え方でしたが、今後はその内容によつては市側に責任が認められることとなりますよという改正になります。

○瀬崎伸一委員長 木下委員。

○木下順一委員 もう最後にするけれども、今回鳥羽市でさっき言うた事故ありましたやんか。それは、この条例が変わっても同様な損害賠償とかはできると、やっっていくということによろしいのかな。

○寺本水道課長 そのとおりです。

○瀬崎伸一委員長 よろしい、答弁、どうですか。

水道課長。

○寺本水道課長 おっしゃるとおりでございます。

○木下順一委員 以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第73号について、ご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 まず、これ一番最初に、学校教育法の下に書いてある旧大学令(大正7年勅令)、これ何と読むんですか、申し訳ない。それからいきたいと思っています。読み方が分からへん。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 チョクレイと読みます。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 勅令とはどういう意味ですか。

(何事か発言する者あり)

○尾崎 幹委員 何を言うとするんや。

(「自分で調べたら分かりますやん」の声あり)

○尾崎 幹委員 ちゃんと質問しとするんや、俺が。これを意味合いを出して質問していくんや。何を要らんこと言うとするんじゃ。

○瀬崎伸一委員長 答弁できますか。

河原課長補佐。

○河原課長補佐 水道課課長補佐の河原です。よろしくお願ひします。

すみません、ちょっと答弁をしっかりとできるだけの状況ではないんですけれども、理解としては、現在であれば法律第何号というような形で国会を通ったものがこういった形で認められているという形になりますが、当時の制度の中では勅令という方法で公式に認められたものかなというふうに理解しております。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今言われたとおり、やっぱりこれ明治、大正、昭和ですよ。そのときの時代の記号で物事を進めると。これやっぱりすごい緩和がこの中に全部入るとるんですよ。その緩和をするための中身というのは、本来やっぱり鳥羽でも水道管一つ100キロ以上走つとると思うんです。これを今まで国は改善してきいひんだ理由というものはあるの。緩和されとるんさ、全部。それをやっぱり今から水道管をどんどん替えていかないかん。その替えていかないかん中でも、監督やそういう人が不足しとる、そういう中身が入つとると思うんです。これをうちが改正することによって、今後、耐震化計画はしっかりとつくっていかないかんわけですから、そういう流れの中でこういう流れがおたくら水道課に対してしっかりと前へ進むような形にはなるの。ちょっとそこら辺聞きたい。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 委員おっしゃるとおり、耐震化・老朽化に対して進めていくということは非常に重要な課題となっております。その中で、布設工事監督者及び水道技術管理者につきましては、これまで結構年数、実務経験が一定期間必要であったりとか、いろんな土木工学の知識を有するとかいろんな要件がある中で、全国的にそういう資格要件を満たせる人材が減ってきているという状況があるものですから、今回鳥羽市に関しては、その資格要件が緩和される方向の改正になりましたので、しっかりと人材育成であったりそういうところも踏まえてそういった耐震化・老朽化に対応できるように進めていきたいというふうに考えております。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これは、政令でもともと改正が来るわけですよ。今後そういう政令の改正について、やっぱりうちでこの法律が変わったというところで前に進んでいけるのかなというのが、これすごい水道管大事というか、すごい苦勞がもう倍々に増えていくような国の流れですよ。学校教育法ですよ。土木法でもなしに、スタートが学校教育法で来とうわけですから、これ水道課さん、しっかりとこれやっぱり僕ら賛成するつもりでおるけれども、これをやられたら、おたくら最初言うたように、この勅令という言葉から政令もしくは法令に変わってくるわけやで、これはすごい重たいものと僕は認識しとるんです。

これ課長、どう。このような流れの中で、緩和されたよというてその監督者が鳥羽に増える、その懸念はすごくあるんですよ。この準ずるとか、配置が本当に取り合いにまたなるんじゃないかなという懸念もあるもので、これはもう変えやな仕方ないのは確かやで、その流れでやっぱり負担がさっきの総務課の人勸の流れの中でも、おたくらの負担がどんどん増えていくんじゃないと思つとるもので、これはしっかりとやっていかないかんのやけれども、そこら辺やっぱり片手間できひんような事業がどんどん増えてくると思います。これしっかりとやっていただきたいので、人は増やさないかん、その中で監督がやっぱりしっかりと育たないかんという部分まで入っていますので、しっかりとやって、土木法も全部変わってくるよって。これはもう要望だけしときます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 今の関連でお聞きさせていただきます。

この資格要件が緩和されたというのは、先ほど課長から説明があったように、そういう技術的なものを持つ

とる人が少なくなってきたということで、そういう国も緩和してきとるということで、ただ、この水道技術管理者というのは本当に大変重要なポイントで、ほかの市町もそうなんやけれども、部長級とか課長級とかある程度技術上の実務経験はなかっても精通した人というか、責任が持てるような人を採用しとる、充てとるところがありますので、一番心配するところは、このようにしていけばいいんですけども、この今の鳥羽市の水道技術のところでも、プロパーの育成とかそういったところも必要やし、しっかりとその技術に精通したということで、誰でも彼でもいいというんじゃないくて、人事の異動的にもしっかりと水道課の意見を言うとかというところがありますので、やはり……

○瀬崎伸一委員長 ちょっとお待ちください。

12時超えましたが、このまま続けます。

南川委員、どうぞ、続けてください。

○南川則之委員 続けて、この水道技術管理者というのは、やはり人材育成というところで一番大事なところやと思いますし、責任の重さも含めてしっかりとやってもらわないかんということで、この技術上のそういう実務が緩和されたからいうて、人がおらへんからいうて、そういった年数の浅い人にこういう水道技術管理者を持たせるということも大変重荷になるしということで、しっかりとその辺も考えながら実務のほうでやってほしいなと思いますね。

その辺の課長、考え方だけお聞きします。

○瀬崎伸一委員長 水道課長。

○寺本水道課長 委員おっしゃるとおりでございますし、言われることは非常によく分かります。人材育成の部分については、人事担当課である総務ともしっかりと協議をしながらしっかりと進めていきたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ぜひその辺も含めて検討よろしくお願いします。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。73号よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第74号についてご質疑はございませんか。公共下水道及び都市下水路の構造の技術云々の条例改正でございます。

いかがですか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので、昼食のため午後1時まで暫時休憩をいたします。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第75号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

定期船課長。

○山本定期船課長 定期船課、山本です。よろしくお願ひします。

それでは、議案書の64ページをお願ひします。

議案第75号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正についてです。

提案理由につきましては、乗船券における年齢区分の定義等を見直すほか、中之郷乗り場廃止に伴う旅客運賃及び割引料金の表及び荷物運賃の表を改正したく、本提案とするものです。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思ひますので、新旧対照表の59ページから63ページをお願ひします。

別表第1（第6条関係）、旅客運賃及び割引料金、（1）普通乗船券、1、普通運賃表の表から、中之郷と佐田浜を削除して鳥羽にします。

次に、表の下、2の年齢区分の表現を、大人は12歳以上と表現をしてきたものを、大人は12歳以上の者に変えて、括弧書きのように、義務教育課程や特別支援学校の規定を加えて具体的な記載としました。この記載につきましては、国交省から出されております料金のところの文章を参考にさせていただいております。

また、その下の3では、同伴する小児の無料範囲の表現を変えております。

次に、60ページをお願ひします。

（5）の特別乗船券になります。

身体障がい者及び知的障がい者と、2として、精神障がい者の記載が分けてありましたが、精神障害者手帳の区分表現が改正されましたので、それに合わせて改正をしております。

次に、61ページから63ページの別表第2（第6条関係）、荷物運賃の1、手荷物と2の小荷物及び貨物に係る備考欄の離島間を運航する航路についてはという右のところですが、下線部になりますが、今回の中之郷乗り場の廃止に伴う航路変更として、菅島、後の「及び坂手～鳥羽（経由）～答志間」を削除しております。

内容につきましては、以上です。

この条例の改正については、公布の日から施行となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第75号について、ご質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第62号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

教委総務課長。

○岡本教委総務課長 教育委員会総務課の岡本です。よろしくお願ひします。

それでは、提出議案の6ページをお願ひします。

議案第62号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

今回の一部改正は、大きく二つ改正点がございます。

まず、一つ目は、令和7年1月1日から教育長が不在となっておりますので、その職務を代理する教育長職務代理者に係る報酬額を新たに定めさせていただきました。

二つ目は、学校薬剤師に係る報酬額の改定となっております。

では、教育長の職務代理者に係る報酬につきましては、私、総務課から、あと学校薬剤師に係る報酬につきましては、学校教育課からご説明のほうさせていただきます。

それでは、提出議案の7ページから8ページ、それと合わせて新旧対照表の10ページ、11ページをよろしくお願いたします。

今回は、教育委員会の委員、教育長の職務代理者ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、教育長に代わって職務を行うこととなった場合の月額報酬額として14万4,000円を加えさせていただいております。本市におきましても、教育長が不在となった令和7年1月1日以降、あらかじめ教育長から指名を受けていた教育委員、これ職務代理者の指名なんですけれども、その教育長の職務の一部を今担っていただいているという状況になっております。現在、職務代理者には定例教育委員会の進行と市議会への出席、各種行事への参加、事務局の起案文書等の校閲などの業務の確認にも携わっていただいております。教育行政に関わる具体的な意思決定などにも関わってくることもありますし、非常勤という立場であり、ご本人の負担もかなりのものだと今感じております。このような状況も踏まえながら、他県・他市の情報も入手しながら、この職務代理者の報酬額の算定に取り組んできたところでございます。

算定の根拠といたしましては、まず、鳥羽市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の第3条に規定されております教育長の給料、これ61万5,000円になっておりますけれども、その額を算定のベースにさせていただきました。そこから給料の年額があり、そこから週休日を除いた年間の日数で除して1日と半日の金額を見込みました。この金額にこの職務代理者が担っていただく職務、この市議会の説明出席とか、あと先ほど言わせていただいたように事務局での業務、こういう担う日を乗じさせていただきます、1か月当たり9万4,000円の報酬額を算定させていただいております。この9万4,000円に規定の教育委員の報酬額5万円を加えた14万4,000円を職務代理者への報酬月額として新たに定めさせていただきました。

また、施行期日の附則2のところ、改正後の条例の適用を令和7年1月1日から遡及して適用させていただく旨、また、附則3のほうでは、令和7年1月1日からこの条例の施行の前日までに支払われた報酬を報酬の内払いとしてみなす旨をお示しさせていただきました。

以上が、教育委員会総務課の説明箇所となります。

○瀬崎伸一委員長 学校教育課長。

○小林教委学校教育課長 続きまして、学校教育課、小林です。よろしくお願いたします。

学校薬剤師に係る報酬額の改定につきましては、提出議案の7ページの中段の表の下と、あとは新旧対照表の11ページになります。

ここにお示ししたとおり、年額、1校につき7万8,000円を、15万7,000円に増額するものです。学校薬剤師の小・中学校への設置は、学校保健安全法第23条により義務づけられており、子供たちの快適な

教育環境を維持するため、学校の環境衛生検査や医薬品等の管理及び保健指導などの職務を担っていただいております。三重県薬剤師会に所属する学校薬剤師の職務や能力につきましては、学校間での差異はないものの、報酬額については差額が生じていることから、県内各市の状況を勘案し、県や近隣市町と同水準の報酬額にさせていただきます。

施行期日等をお示しした附則1のただし書のとおり、施行期日は、令和7年4月1日からとなります。

以上、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。本議案につきまして、ご審査のほどよろしくお願ひします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第62号について、ご質疑はございませんか。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 先ほど担当課長から説明をいただきました。

確認させてほしいんですけども、この委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、昭和36年制定ということで、今までこの教育長の職務を代理するということまではうたってなかったということですけども、そういうことはもう想定していなかったのかどうかということと、課長、詳しく説明は14万4,000円という金額の根拠も聞かせてもらったんですけども、今の現行の5万円からすると9万4,000円ということですけども、9万4,000円で内容も精査されたと思いますけれども、安いかなと私個人的には思うんですけども、その辺はしっかりと内容を確認してはじいた金額なのかどうか、二点お聞かせください。

○瀬崎伸一委員長 教委総務課長。

○岡本教委総務課長 この職務代理者の報酬に関しましては、平成27年に地方教育行政法改正案で、そのときに職務代理者というのが定められたと認識しております。ただ、今もいろいろ調べてみますと、三重県内のこの報酬、職務代理者の報酬として定めているのは桑名市さんだけ1市のみなんです。もちろんこの法律では、例えば教育長に事故があった場合とか欠けたときは職務代理者が職務を担いますよというふうにはうたってあるんですけども、ただ、全国的にもこの職務代理者の報酬を定めてあるところは少ないかなと思います。非常に今ちょっとレアなケースやと思うんですけども、こういったケースですので、いろいろ情報も得ながらやりました。

今回のこの算定に至った参考にさせていただいたというのは、高知県のある市でした。そこと連絡も取りながら、どういうふうな算定をしたのかというふうな話もちょっとさせていただきながら、やはり私が先ほど説明をさせていただいた教育長の給料をベースに算定していくというパターンです。

取りあえず一つ目です。

あともう一つ何でしたか、話長いことして忘れちゃいました。ごめんなさい、すみません。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 職務代理者は過去にあったか。何で置かなかったかということです。

どうしても質問は、今回教育長が辞められたということで、そういう職務代理者を置いたというふうなことで、課長言うてくれたように、通常でもそういう教育長が事故等と言われたんですけども、そういうことは

起こると思うんですね。そういったときに、何で置いていなかったのかというところをちょっと疑問に思ったということで、この平成27年の改正があってからということを書いてたんですけどね、大事なポイントやと思いますので、今後は設置するよということでありがとうございます。

もう一点、委員長。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○南川則之委員 それと同時に、この学校薬剤師の15万7,000円と金額を変えたということなんですけれども、これ教育長のそういうことがあったのでついに変えようじゃなくて、何で今となった理由、今まででもうちちょっと議論して、各市町の県内市町の状況とか、もうちょっと早く改定があってもよかったのかなと今思ったんですけども、その辺何で今回になったかという部分を教えてください。

○瀬崎伸一委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 学校教育課の中村です。よろしく申し上げます。

今回上げさせていただいたのは、今年度に入ってから鳥羽志摩薬剤師会のほうから要望もありまして、それまで議論はしていなかったんですけども、各市町の状況も踏まえて、志摩市と合わせてあげさせていただくことになりました。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

要望があったということですけども、もうちょっと他市の状況、今までも改定があってもよかったのかなと思いますので、ぜひこういったことにも注視しながら、変えるところは変えていくということで検討していただければと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかに。

濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 すみません。今回、職務代理者の給与、報酬の額の見直しのお話をさせていただきました。

算定基準も話は聞かせていただいたんですけども、これ1月、ほかのところも含めてそれは月単位で出ていなかったという部分、いろんな事例見たときになかなか出ていなかったというのは、当然こういう長期にわたって欠が出るということはなかった仕事やったと思うんです。教育長は非常に私の中でも重い職務やと思うんです。本当に市の中でも子供たちのために教育の代理というのは、職員の教育の代理人というのは重いと思います。それを担っていただく職務代理者においても、この今給料を割って出てくる1日、半日とかという基準があったと思うんですけども、それ以外に、ここは私たちも一緒なんですけれども、調査とか研究とかいろんな部分でその任務に当たって研究する時間は、やっぱり拘束時間は出てくると思うんですよ。そういうものとかというのは加味されないんでしょうかね。

○瀬崎伸一委員長 教委総務課長。

○岡本教委総務課長 自己研さんの部分というのも加味させていただいたというふうには認識しております。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

それにしてもと多分皆さん思われると思うんです。この基準というのは、例えば月によっては、教育長は常日頃からいろんな任務があると思うんですけれども、それにプラス、今回のように3月議会とかいろんな議会対応だったりとか出てくるんですけれども、その算定基準となるところというのは、きちっとそういう議会対応の部分も含まれているということによろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 教委総務課長。

○岡本教委総務課長 1日当たりの報酬額、半日当たりの報酬額と一応定めさせていただいて、もちろん1年間通して議会対応が何日、事務局のほうへ来ていただくのは何日、先ほどの自己研さん、それも踏まえて12か月で割らせていただいているという算定式でなっております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これも先ほど南川委員の質問と被るんですけれども、薬剤師のところの改定があったということは、今この今回の行政の委員会でも出てきましたけれども、職員の給料の見直しとか改定というのがあって、物価高騰にも合わせて、それに応じて今多分こういうの見直されてくるときやと思うんです。そこのところもきちんと加味されていたのかというのがあるんですけれども、その辺のところも検討されたんでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 教委総務課長。

○岡本教委総務課長 すみません、もちろんベースは月額が6万5,000円というのがあるので、実際のところ、物価高騰とかそういうのは加味させていただいておりません。あくまでも自己研さんの部分というふうにとらえていただいて。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。よく分かりました。

ある程度いろんなことを根拠をしっかりと出させていただいて、できる範囲の中でやっていただいたと思いますので、それはそれでよしとしたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 では、ないようですので、次に、議案第80号、指定管理者の指定について(寝屋子交流の館)、議案第81号、指定管理者の指定について(答志コミュニティアリーナ)、担当課の説明を求めます。
生涯学習課長。

○奥村教委生涯学習課長 生涯学習課の奥村です。よろしくお願いたします。

先ほどありましたように、指定管理者の指定案件についてでございます。

議案書71ページをお願いいたします。

議案第80号、指定管理者の指定につきましては、提案理由のところですが、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者に指定したく、提案するものでござい

ます。

中段の表をご覧ください。

管理を行わせる公の施設の名称は、寝屋子交流の館です。

指定管理者は、鳥羽市答志町6番地、答志町内会会長、西川豊幸です。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

この寝屋子交流の館の指定管理者の指定につきましては、平成19年度より答志町内会に管理のほうをお願いしてまいりましたが、本年度末をもちまして協定期間が満了することから、5年間の指定管理の承認をいただきたく、提案させていただきます。

続きまして、72ページをお願いいたします。

議案第81号、指定管理者の指定につきまして、提案理由は、先ほどと同様でございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、答志コミュニティアリーナです。

指定管理者は、鳥羽市答志町943番地、島の旅社推進協議会会長、濱口一利。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

この答志コミュニティアリーナの指定管理者指定につきましても、平成24年度に島の旅社推進協議会に管理運営をお願いしてまいりましたが、本年度末をもちまして協定期間が満了することから、引き続き今回からは5年間の指定管理の承認をいただきたく、提案させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第80号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第81号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

ないようですので、以上で付託されました全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午後 1時22分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

○瀬崎伸一委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第60号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について、原案ど

おり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第61号、鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第62号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第64号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第65号、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第65号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第66号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第67号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第68号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第68号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第69号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第69号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第70号、鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第71号、鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第72号、鳥羽市給水条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号、鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第73号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第74号、鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正に

ついて、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号、鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号、第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第79号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号、指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第81号、指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第81号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

それでは、この後、行政常任委員会において協議したい事項がございますので、説明員は退室をお願いいたします。

それでは、会議を再開いたします。

昨年9月24日に提出いたしました所管事務調査結果に基づく提言書につきまして、本年1月31日付で執行部より回答がございました。

昨年9月9日の行政常任委員会において、提言書に対する執行部の回答が届いたら、取扱いについて協議を行ったほうがよいとの意見が多数出されたと思いますので、そのことから、本日はこの件について協議をしていきたいなと思います。

先日、ドライブのほうにも提言書の回答といった文書を上げさせていただいてありますけれども、皆さんご覧いただいたかなと思うんですけども、何かこれを見てこうしていったらいいとかご意見があったら教えて

いただきたいなと思うんですが。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回この提言、所管事務調査において提言していただいて、それに対して文書で回答というのは多分初めてのことやと思いますので、回答を求めたことも、多分今まで議会もそれまでなかったかと思うんです。それが反映されたというところで、ある一定の評価はしたいと思うんですけども、これの扱いについての多分今まで僕らも経験がないので、これに向けてさらに進めていくのに皆さんで話したり、この回答に関しては評価をしたいと思うんですけども、それを吟味していただいて、その回答で果たして私たちがこれ求めているものがどこまで分かったということ、ちょっと皆さんでご意見いただいたら。

○瀬崎伸一委員長 回答について、恐らく内容をご覧いただいていると思うんです。検討していきたいといった内容の回答が多数を占めておる状況であったと思うんですけども、聞きおくものとするのか、より一層やはりこの部分に関して、このテーマに関しては深掘りをもっと続けなあかんということであれば、この役選を済んでからの令和7年度の行政常任委員会の所管事務の調査テーマとしてもう一度上げていって、もう一度深掘りをしていくといった作業も必要になってこよかなと思うのでございます。

恐らくは、この提言書に対するところの回答を受けて、同じ内容を引き続きやるというやり方もあれば、もっと違うテーマを今度の所管事務調査ではやっていく、いろいろ考えられようかと思うんですけども、そういったところも踏まえて、皆さんご意見等頂戴できればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

坂倉委員、お願いします。

○坂倉広子委員 今回初めてこういうふうな所管事務調査を始めて2回目の調査になったと思うんです。このようにして回答をいただいたということは、大変評価するところであります。そして、この4月には市長選挙の改選もございまして、いろいろそういうふうなことも方針というかになってくるのかなとは思いますが、一つ、DXのほうは、もうこれ今回の常任委員会じゃなくて予算で上がってきているので、こういうふうなところというのは理解するところであります。進捗、前に進めていくというふうな理解するところです。

あとに関しては、委員会として継続という形になるのか、ここに上がった課題の抽出というのをどうしていくのかという作業がどういう取扱いにしていくのかなというのがちょっと考えていきたいところなんですけれども。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

(「いいかな」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○世古雅人委員 今回、回答をもらったというのは、やはりすごく前進したのかなと。それと、結構こちら市議会の提案を受け入れるというか、前向きな回答になっていたのかな。ただ、私を感じたのは、回答の中でも前には進むけれども、本当に議論がちゃんとされて、回答はしていますけれども、本当にまだ深掘りしなくてはいけない部分があるのかなと思うので、私としては、これをどうのというよりも、ちょっと前へ進むという方向性を出して執行部がやろうという姿勢は見たので、実際に行動を起こしてもらって、そこでまた議会として不足のある部分とか、やっぱりこうやってもらわないかんというのは、回答だけで実際は動いていないというのがもしあれば、実施とか意見を出していくべきかなと私は思いましたので、ちょっと意見を言わせ

てもらいます。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

木下委員。

○木下順一委員 救急艇のことですけれども、これ救急艇はお金さえあれば導入はできると思うんですけれども、このしかしながらという回答もうとるところのこの運航体制やら人員体制の整備、ここに課題があるというふうに書いてあるんで、このあたりは、もうちょっと我々も勉強していかないかんと思うし、これは北海道知床のKAZU Iの事故から特にこの辺が厳しくなってきたるもので、委託するにしてもなかなかその受け手がないというような状況があるんやと思う。これを、そやけどいつまでも言うわけにもいかんし、ここをクリアしていかないと、救急艇も導入に至らんのかなと思うので、ここをやっぱり努力してもらわんとこの離島の医療体制の充実にはつながっていかへんのかなと思うもので、我々もしっかりそこら辺はもっとブッシュしていくとか議論していかないかんのかなと思っています。

○瀬崎伸一委員長 濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 今、木下委員が言っていたことやと思うんです。この件に関して、実はこの本当は僕らが提案した救急艇とは別で救急搬送の体制のことでおっしゃったようなことで、答志の和具のほう、町民総会のほうで町民総会でみんな話がされました。その中で、こういうような中で自分たちが動いて搬送体制をやらないかんじゃないかというところで協議会を立ち上げて、こういう人員体制の整備、まちの人たちが中心になって免許を得たりとか資格取ったりとかということをやりますという計画書を和具の人つくって、町民総会で総意でそれ可決されたんですね。先日、市長のほうに提言書として要望書を一緒に出させていただいて、一歩前に進めるような体制のほうはこちらのほうで、本土側というよりも離島側からという、一歩ちょっと進んだような状況があったのは確かです。

これも、こういうような動きがあつてということもありましたので、この今回に関してこういうふうな文書で残る回答をいただいたということは大きなことであると思うんです。そこに書かれているものというのをきちんと研究して、これからどう執行されていくのかということをしつかりと議会としてやるべきかなど。議会として提言していますので、議会は議決権、調査権等々、監視をしていくということもありますので、そのこの議会としての機能をしっかりと把握して、提言したものに対してしっかりと議会も責任を持って、最後までやっていくということは必要ではないかなど。今回はすごく回答いただいた、文書で回答いただいたということも大きな前進やと思いますので、残るものとして評価したいと思います。ありがとうございます。

○瀬崎伸一委員長 ほか、どうですか。

どうぞ。

○世古安秀委員 皆さんおっしゃっていますように、こういう今までずっと僕も経験していますけれども、要望書に対しての回答というのはほとんどやっぱりなかったというところですので、今回、回答をいただいたということは、まずやっぱり評価したいと思います。

それと、実際にDXについては、予算化も具体的に12月から動き始めているというところで、それも議会の意見を聞いた上でそういう動きも執行部はされているということについても評価したいと思います。

あと、残る点で、なかなかすぐにやれといってもできやへんということもありますので、それは今後我々議会としても、それぞれの立場で委員会なり何なりやっぱりチェック体制を十分に取っていただいた上で、今回の提案については一区切りをしたらいかなというふうに思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 誰か言うたと思うんですけども、まず本当にさせようと思ったら人員とお金が必要ですよ。それをやっぱり言うた側がしっかりと責任持つというだけじゃなしに、しっかりとお金を本当に取りに行ったらもらえる可能性もあるわけですから、そこをやっぱりしっかりともう一度これ回答もうた限りは協力せないかんわけですから、そういう知恵や取組に変えていくほうが、ただ東京へ行ってお金下さいと言いにいくだけで、皆さん、政務調査費で行ける範囲が決まるとるもんで、そこら辺も議会の中身の課題というのも動けば出てきます。それも一遍検討していただいて、次に何をしていかないかんかというのをやっぱりしっかりと焦点合わせて動くほうがいいんじゃないかと思ひます、お金と人のかかるところは。

先ほど言われたDXに関しては、これはもう国の予算がどんどんついてきます。そやで今回スタートで事務関係のをやろうとしていますけれども、これに関してももう進んでいくと思うんです、ほっといても。それで、職員さんがスタートに関してのやっぱり人員不足は、もう職員が言うてる。今回こうやって回答もうたのは、本当ありがたいことなんやけれども、ただ、これをさせることによって、町内会要望が積み重なるとるわけですよ。そこを一遍ちゃんとみんな見やないかんのじゃないかなと。

議会がやっぱり強い権限を持つとるというたら、職員から見たら、議会が総意でやってくるとせざるを得んと。そうすると、今まで町内会要望が200ぐらいあったのが500に積み重なるとるような状況。今度はそれもやっぱり私らがやることによって、職員の負担が多いもんで、それにお金が伴わないもんで積み残しがどんどん増えとると。これも住民の側からしたら何やとるとるのやと。やることはまずやってくれという要望のほうのほうが強んじゃないかなと。議会としては成功か分からんけれども、住民から見たらどうなんやという議論を一遍するべきやと僕は思っています。

そこら辺も加味した中で、やっぱり進まないかんことは人とお金ですよ。もうそれだけは、はっきりこれを見ても分かると思ひますので、今後やっぱり住民のほうを向いて、しっかりとやっぱり優先順位をもう一遍見直すなりして、やっぱり職員は本当に議員から言ってきたらそちらのほうを向いてしまいますよって、それが本当に正しいのかも一遍みんな議論していただければありがたいと思ひます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ほかはいかがでしょう。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 これ回答まで5か月かかるとるわけや。9月24日に出したのに1月末やろ、回答来とるの。5か月かかってこんな回答かというのは、僕は率直な思ひです。

そして、7項目、12名で提案したのに、検討します、検討します。この救急艇も離島架橋もそうやけれど

も、従来の姿勢と全く変わらんわけやさ。具体的に子育ての相談支援体制、もうちょっと具体的に発達支援アドバイザー1名を導入した、もう一人、研修生を1人派遣すると具体的に出とるぐらいで、あとは我々が提言したのに対して本当によく議論して、執行部が、そしてここまでは回答できるというような市としての姿勢を示したと僕は到底思えやん。みんな評価しとるけれども、僕はこんなものは評価できやんというふうには思うんです。

そして、これに基づいて常任委員会としては、施策条例も委員会で提案できるもんで、もう離島架橋についても、救急艇についても、救急艇については、また町内会長さんから切実な要望出とったわな。何しとんのやというような要望が出とったもんで、やっぱりそういう人たちの立場に立って議会としては頑張らないかんのじゃないかなというように思いました。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

せっかくの機会ですので、皆さんにもご意見をいただきたいなと……

(「ちょっと、もう一点だけ」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 はい、どうぞ。

○尾崎 幹委員 答志和具で地域医療、それと架橋ですよ。それだけで議論されたのか。離島架橋は20メートル降りたら通行止めになりますやんか。それで一遍僕も和具に行ってトンネルの話をさせてもうたときがあって、トンネルなら一応答志は出口と入り口造れたんやけれども、鳥羽市内に出口と入り口が造れへんだわけです、その距離があるもんで。二見の松下越えて江のほうまで行かな出れへんと。ただ、これなら架橋よりは3分の1以下で造れるという話まで国交省で話した覚えがあるもんで、どれがやっぱりスムーズに早くいくんか。架橋はそれはええと思うんですよ。お金が高くて災害、台風来たらまず通行止めになりますよね。そのときに緊急が通れるかという議論までした覚えがあるもんで、もう一遍こら辺も議会の中で議論してもうて、いち早くするのは安全・安心。それをどういう形でやっていったらええかというのも、国へ相談本当にかけたらいろいろ案はくれると思うんです。ただ、その案に対して受皿が島がつくれるかというだけの話やもんで、これもう本当前へ進むためにはいろいろな形を検討するべきやと僕は思っていますので、そういうことをちょっと言わせていただきました。

○瀬崎伸一委員長 山本委員、どうぞ。

○山本欽久委員 僕も答えが全部今までと同じようなところで、これはちゃんと動いてくれとんのやと思ったところは、あまり1点、2点ぐらいしかないんで、今までのことからすると、返事が返ってきたというのはすごい前進なのかも分かりませんが、それは一般的な感覚からすると、普通に返事するというのは当たり前の話で、今までがちょっとおかし過ぎたのかなというふうに思っています。

今後、先ほどちょっと話もありましたけれども、それぞれ救急艇とかは離島ごとで問題もいろいろ違いますし、橋の話なんかでも、1回またその話聞いとる議員さんもおれば、あまり聞いていない人もおるので、その辺も含めて共有はしといて、一つの方向にしといたほうがええんかなという思いかないというふうに思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 ありがとうございます。

私は、意見としては戸上委員と全く一緒に、こんな回答をいただいたのはあれやったんやけども、なかなか中身が伴っていないかなと思っているところはあります。もっともっと中身を執行部側が詰めてしっかりした回答を果たしてほしいなというところがあります。

これやと、何年たってもそのままやと思います。もっともっと県に働きかけるとかいうところのスタンスと、あるいは庁内でもっと協議をして回答していただけないかなというところもあると思います。文書でもらったというところは、行政常任委員長がしっかり采配していただいてよかったかなと思いますけれども、今後また4月は選挙もありますので、開けてもっともっと見ていかないかなというところは意見でございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

議長も。議長、お願いします。

○河村 孝議長 発言の機会、ありがとうございます。

まずは、委員の皆さん、そして正副委員長に敬意を表したいと。こういう形で執行部から回答をもらって、所管事務調査、ここまで完結させたということは、一番初めてというところを執行部の回答はさておき、議会としての形としては評価できるのではないのかなというふうに、私も思います。

ただ、皆さんもおっしゃるように、執行部の回答においては、残念な部分がたくさんあるのかなというところは私も感じますし、だからこそ、次に議会で委員長もおっしゃいましたけれども、議会が何をすべきなのか、この回答を受けてさらに深掘りをして、次年度からの所管事務調査をもう少し深掘りしていくのか、そうではなくて、また違う所管事務調査は違う調査をするけれども、この政策提言をした結果が7年度にどうやって予算に反映されとるかというところの前回の予算決算常任委員長からの提言、議会からの提言を踏まえてしっかり皆さんにその審査をしていただきたいなと、まずそこが1点です。

その所管事務調査を受けて、それぞれ議員がそれぞれの一般質問で深掘りしてもらうのも結構ですし、委員会の中で、いや、もっと委員会として深掘りしようというところで、引き続き所管事務調査を同じ部門で続けるというのもありだと思うので、ぜひその辺の次の所管事務調査を決めるときに、この返ってきた回答を参考にしながら、ぜひその辺を議論を深めていただけたらなというふうに思います。

以上でございます。

○瀬崎伸一委員長 議長、ありがとうございました。

いわゆる調査権というものを行政の常任委員会が持って、その上でいわゆる政策提言という形を取らせていただいた。監査権というものを所持させていただいて、ちゃんと執行がされているかということを見続ける、監査するということを我々が与えられた職務なのかなと思うのでございます。

回答は返ってきたけれども、議長もおっしゃっていただいたとおり、内容のいかんそれぞれ感じるところはたくさんあるとは思うので、木下委員もおっしゃっていただきましたけれども、救急艇等々、個別案件に関してはもっともっとこれからも深めていかなくてはいけない部分というのが本当に多いのかなと思うのでございます。

ということで、行政常任委員会としましては、恐らくはその5月の役選があった後に新体制が動き出すということで、そこでまた行政常任委員会の所管事務調査という案件を皆さんにまた決めていただくという場面が出てくると思いますので、ぜひ今回のこの提言書を受けてもっとここを深掘りするべきだと感じられる方は、その点についてまたそこでご提案をいただき、かつまた新たにこういったテーマがいいということがあるのであれば、その場で提案をいただくというような形で、ずっと見続けるということをしつつ、調査ということも続けていくべきだと私は思うんですけども、いかがでしょうか。何かあれば。

(「1点いいですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○世古雅人委員 すみません、その進め方はそれでいいと思うんですけども、先ほどからも議論、委員からあった意見的ところで私感じたんですけども、やはりなかなか進まないものとか、今回のテーマ的に大きなものを提案として上げているので、これなかなか課題とかいうので執行部も簡単にこうと出せる答えがないのかなというのは感じます。そうした中で、やはり先ほど回答としてはもっと前向きなという意見はあると思うんですけども、例えば私が感じたんですけども、子育て施策なんかは、こちらがこういったものはどうかというような提案の中で、具体的にちょっと細部にわたったような提案であれば、それをどうしますとかいうのは、どうしてこうとかいうのは答えやすいかなと思うんですけども、漠然とした大きなテーマで言っているの、回答としては難しい部分が非常にあると思います。ですので、私としては、こういう我々の行政、所管事務調査としてのこの行為、先ほど議長が言われましたように、すごくいい成果が出たのかなと、私もそう思います。やっぱり議会として提案ができること、これが大事なことであって、それをすぐには答えは出ないけれども、2年、3年後でも幾つかのものが実になる、そういうものにしていければ、議会としての成果が出るものかなというのは感じました。その感じた点で言わせてもらいました。

(「委員長、いいですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○坂倉広子委員 私のこれ意見なんですけれども、整合性を保たせるためにやっぱり市長のほうに予算決算委員長、副委員長、そして議長さんが一緒に行っていてやっていくこと、そして所管事務調査としての提言も出しているということで、そしてこの委員長と副議長、議長と話をさせていただいて、これから続けていくこと、整合性をマッチングしていただいて考えていただくという提案を私はさせていただきたいと思います。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

(「委員長いいですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ、議長。

○河村 孝議長 いかんせん今回初めてなわけですよ。皆さん、予算決算審査するときには、前回どういう提言をしとるか、どういう流れで来とるかというのを全部把握されとると思うんです。同じことが行政常任委員会でも言えるわけで、今回この政策提言をしたことが、来年、再来年とずっと積み重なっていくわけです。それで振り返ったときに、あのときこうやって執行部答えたのにやってないやないかというところをもう一遍議会として追求することは、これ絶対せないかんことになっている。それを文章で残したということがそういう意味であると私は捉えているんで、坂倉委員おっしゃるように、ここをまた起点の一つずつまた積み重ねてい

くということが大事ではないのかなというふうに私は思います。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議長と委員長がまとめていただいて、それに僕は尽きるというふうに思うんです。思うけれども、常任委員会の提言に対して執行部の回答というのは、僕はあまりにも冷たいというふうに思うんですわ。本当に議論し抜いたんかという疑問がある。

例えば、この提言1は救急艇の導入やろ。救急艇の導入については、委員会としては本市における救急艇導入は急務であると考え、ここに強く提言すると、こういう本当に姿勢で提言しとるわけさ。それに対して、回答は、有効な一つの手段であると認識しとると、救急艇は、いろんな手段があるけれども、その中の一つですよ。一つであれば考えるけれども、しかしながらと行って否定して、ほかのいろんな人命第一のことと含めて方法をこれから検討を進めてまいりますという、そういう回答なわけやさ。

そやで、議会としてこれどうするかということについては、どこの、忘れちゃけれども、離島の町内会長さんお二人から反対署名のようなものが出とったわね。市長宛に書かれたあの中身を読むと本当にもう身につまされるような話やさ。そやで、ああいう離島の町内会長さんや体験者に来ていただいて、議会としてやで、そしてその生の話も聞くと。そして議員みんながその問題をお上の問題として受け止めて、そして議長がおっしゃったように政策提言として深掘りするの、議会の一般質問で議員が取り上げて追求するのか、追求、提案するのか、またそこは進めていったらいいというふうに思うんさ。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 まず、所管事務調査という部分で物事が進み過ぎとるような僕は気がしまして、やっぱり議員としてやりたい、個人でやったらいいと言うんやけれども、これ常任委員会の一つの流れとしてやっと思いうんですけれども、そこまで提言するならば、やっぱりさっきも言うたように、責任が持てるものを提言していかないかと思うんです。大風呂敷広げて、住民の要望いうたらもう山ほどあります。その中でできること、できひんこと、もしくはこの医療救急艇、提言するならば、どこどこ病院と協定までできるとかそういう流れの中でどうやという話を持っていかな。今現在こういう話がなしとしても、消化不良を起こしとる市役所なんです。その上にもっと消化不良を起こすようなことをどんどんやろうと思えば、お金と本当に人を私らがやっぱりどうにかするからと。そこまでやらな、職員から見たらもう手いっぱい状況ですよ。そこをちょっと考えるべき、ちょっと立ち止まって。そんなんやったら、議会としたらできることは何やと。提言はできましたよね。皆さん、評価するならば、次、私らがせないかんの責任やと思っています。それなら救急艇1艇1億円で買いましたと。これ1年維持管理するのに1億円では難しいと思うんさ。それをちゃんとお金が出るころまで責任持ってやってやるのが議会の責任違うんかな。そういう流れやった、ずっと。提言する限りは金取りに行こやって、そういう流れをもう一度確認するべき時期に来たん違うかなと思っています。するだけやったら簡単ですよ。職員もしたい人いっぱいおると思うんです。そやけど、できひん事情いうのがやっぱり下は下であるわけですから、それを把握した中で提言していくべきやと僕は思っていますので、そこら辺ももう一遍見直していただけるなら、みんなで考えてもらえればありがたいと思っています。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それは、幹ちゃん、ちょっと違うと僕は思う。この提言書は、救急艇の導入だけにまず限れば、この中身で常任委員会全体が意見が一致してみんなで確認したわけや。幹ちゃんがおる中でこの中身で提言しようとなったわけさ。その我々の議会の総意に基づいて執行部が回答してきたのがこれやもんで、それではあまり温度差がひどいやないかという意見になつとるわけさ。それで、これからどうするかということになるもんで、救急艇について、何億円かかると、金をどうするんやと、いろんなものはどうするんやというようなことまで、我々は常任委員会と議論していないわけやさ。常任委員会の議論はこれやもんで、それに対して執行部の提案を受けて、じゃ、常任委員会としてはどうするかという議論になつとるわけやもんで。

○尾崎 幹委員 ちょっといいですか、それに関して。

救急艇は難しかったんです。そうやもんで、防災ヘリというのをお金出してみんなでやろうじゃないかというて、それで防災ヘリができたんですね。それで重度な病院へすぐ運ばないかん方は防災ヘリを使えるようになったんは、それも一つの流れですよ。そやで、一気にこれをしようと思うと、各港にいろいろな施設も持たないかん、何々せないかんとか、提言するのはいいんですよ。ただ、可能なものに関して提言していくべきじゃないかなと。それ以外のものに関しては、執行部なり市長がやっぱり決めていくべきであって、それをやるから議会さん、どうか協力してくれへんかと。もう金の要ることは本当に大変やと思います。今後もっとひどくなると思つとるもんで、どれを優先するかはもう一度皆さんで考えるべきかなと、僕はその考えを持っています。

(「委員長」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○濱口正久委員 すみません、今回いろいろ尾崎委員言ってもらいましたけれども、恐らくそれは提言書を出す前の調査の段階で、どういうものを調査しようというふうに恐らくそういう議論があったかと思うんです。今回調査した中で、今回こういうふうに提言すると決まって提言をした、総意でしたものに対して、今、多分議論されているのは、この扱いに対してどうしていくかということやと思うんです。そこを諮ってもらえばええかなと。いろんな話したい内容というのはたくさんあると思うんですけども、それはまた別としてまた議論せなあかんと思うんですけども、今回はこの出された提言書に対して私たちはどういうふうにこれ今後していくかということで、今議長言われたように、今後一旦これを受けて、次の次年度のときに、尾崎さんが言うように、この間回答いただいた次の調査のときに、こういうことに対してもっと深掘りしていかないかんんじゃないかとおっしゃったような、だから離島架橋はこんなにしたほうがええとか、例えば救急艇のところはドクターヘリだと思わすけど、防災ヘリだとかいろんなところの議論を詰めていく。それは調査のことやと思うので、それはまた次のことやと思うんです。恐らく多分尾崎委員の言うとったのは、これはもうちょっと深掘りする必要があるというふうなところで、この回答に対してだと思わすので、おっしゃったように、なので、この回答に対して、次、次年度にちゃんと申し送って、次どうするかということで、今回そこら辺で収めたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(「委員長、いいですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○河村 孝議長 救急艇1個という話は、今1点だけ救急艇の話をしなすと、多分皆さんの思い描いている救急艇もばらばらやと思うんですよ。尾崎委員おっしゃるように、1億円超えるフルスペックの救急艇となると、当然もう1億円というのは今新船できやんわけですよ。それをさらに中古船でやっていくのか、今の答志島の漁協で受けてくれている何だったっけ、八幡丸をちょっと趣向を変えて、それを救急艇として体制を構築していく運用をしていくのかというのは、いろんなやり方があると思うんです。私は、だから執行部としてここまでしか答えられやんのはそうやと思うんです。和具地区、答志地区、桃取地区でもそれぞれの要望の濃淡があるものですから、そこの平準化を図って、ここまでなら何とか行政もいけるし、島としても納得してもらえるという答えを今探ってる途中やと思うので、議会の提言ここまでしかせんというところで、ここの文言にまとまったのは、多分そうやと思うんです。これ以上細かく書いてしまうと、恐らくみんなの合意形成も取れていなかったと思うんです。

だから、今ここで回答を得たわけですから、この7年度中に本当にそれが前、この間の和具町内会さんの要望を受けて、それがしっかり7年度中に動くのか、当初についていなくてもそれが補正についてくるのかというところは、議会としてしっかり見守るべきではないのかなと。それで、逆に動かないということであれば、尾崎委員おっしゃるように執行部はやるべきやと、予算はこういうふうにしたらできるやんかという提案をさらに議会が突っ込んでするというのが大事なのかなと思うので、まずはこれを受けて執行部が当初予算にどう予算を置いている、次にどういう補正を組んでくると。市長が替わるわけですから、この6月の肉づけでどういう予算を組んでくるところまでは、まず議会が見守るべきではないのかなと思います。

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

○尾崎 幹委員 もう一点だけ、そしたらいいですか。

答志和具の要望書も見させてもうたけれども、私らが考えるならば、公平で平等なら、神島がクリアというのが最重要ですよ。和具がどうのこうのじゃない、離島全域をしっかりと守れるというのが基準になかったら、片手間いうたら言葉悪いけれども、そういうほうに見えてもやっぱり駄目やと。神島をクリアしたら、ある程度の離島の緊急は行けるんじゃないかと。神島を基準にした物事で図らないかんと。スタートで僕はそう思ったもので、そういう考えを持っていますので、一つそれもまた皆さんと協議していかないかなと。

(「委員長、いいですか」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 議長、どうぞ。

○河村 孝議長 また話が元へ戻ってくるんですけども、それは、その各班がヒアリングをして、各離島の関係者の事情を聞いているはずなんです。僕は口頭でしか聞いていないけれども、神島としては、それはあったことにはこしたことはないけれども、それが優先順位が高いかといったら、神島の中ではそうではなかったものやから、今回この離島のところが話中心になっていますけれども、もちろん地元の救急艇、釣船を利用した運んでもらうところ、神島はしっかり機能していますので、その各班で調査してもらったときに、当然その辺の、何班でしたか、これ。

(「1班」の声あり)

○河村 孝議長 1班さんのヒアリングではできとるはずなんです。地元のその要望というものが。

○尾崎 幹委員 いや、またその要望と行政の基準というものは僕違うと思っと思って、やっぱり行政がする限り、

一番問題に最終的になるものを基準に置いていかな、ここはできるよってしていきましょうとか、ここは自分らでするよっていいですよと、そういう議論ではいかなのじゃないかなと思つとるもんで。僕の考えやでな。

○河村 孝議長 それで、結局副議長おっしゃったドクターヘリとの兼ね合いもあるでしょうし、ドクターヘリを夜間飛ばす方法は何ぞやというところをこれから追求していくのもそうだろうし、神島から神島と答志島、菅島では海域の事情も皆さんご存じのように違うわけですよ。神島のあの風が吹いたときの高い波を超えてこれる船のスペックはどれぐらいやということになるとなかなか難しい。だからこそ、そこに保安庁も踏まえて民間船で対応できやんときには保安庁がすぐに私に言うてくださいねというところの話合いはできとったはずですよ。その調査も1班さんしてくれていましたよ、確か。だから、その辺のちょっとここだけを切り取って今議論しとるのもあれなんけれども、調査報告書を見ると、その辺がまた載っていますので、またそこの議論になってくるのかなと思うので、今回この受けた提言書を出したその答えについて、議会として、委員会として、全体としてどういうふうに関後動くかというところを最終的に議論していただければと思うんですけれども。

○尾崎 幹委員 今後の課題にしとこ。

○瀬崎伸一委員長 ご意見いただいてありがとうございます。

どうぞ。

○世古雅人委員 発言したかったことは、それぞれの委員が先ほど尾崎委員が言われるように、私もそうなんですけれども、救急艇というのは、新しくつくったりとか、どこかが代表して導入するとかいうふうな捉まえ方もあったかなと。そやけど、実際には各地域の離島の地域が抱える課題は、それぞれの地域からいかにして緊急の患者とかそういった方を搬送させるかというのは、自治体もやってほしいところかなと。それが救急艇かもう新たな導入とかいろいろそういうところで今回の議論とか話合いのかみ合っていない部分かなとこのをちょっと感じたんですけれども。

○瀬崎伸一委員長 皆さん、多々意見をいただきましてありがとうございます。

今回話合いをしていただいて、この合意を取っていく必要性がありまして、出てきました提言書に対する回答につきましては、議長もおっしゃっていただいたとおり、当初予算審査においても、次の補正予算審査においても恐らくは判断の基準の一つにももちろんなって、皆さんとしてはそれを見ていただきながらご意見をつくっていただくという形になると思うんです。ですので、行政常任委員会としましては、このいただいた提言書についてはこのまま聞き置くということで、内容それぞれについて委員各位には行政、執行部の動きをきちっと監視、監査をしていただいて、もしこれでは提言書をいただいているにもかかわらず、内容がおかしいやないかとかいうことがあるようであれば、今度の5月には恐らくはまた所管事務調査のテーマを出していただく形になると思いますので、その場で理由を添えてもう一度このテーマを上げたいなというふうに、提案をしていただければと思うのでございます。

そのような方向で進めたいなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定をいたします。

以上で、本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これもちまして行政常任委員会を散会いたします。

皆さん、ありがとうございました。

(午後 2時30分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年3月10日

行政常任委員長 瀬 崎 伸 一